

# 雲仙市農業委員会 農地等の利用の最適化に関する指針

令和3年9月6日  
雲仙市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

雲仙市においては、平地と中山間地が混在し、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地域では、耕作条件が不利なこともあり遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型作物が作付けの中心となっており、担い手への農地利用の集積・集約化については、地域の実情を勘案しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを生かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、雲仙市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、農業委員と推進委員がこの指針に基づく活動を行うにあたっては、それぞれの担当地区を活動の基本とするが、当該地区に限定せず周辺地区等への協力は行うものとする。

また、この指針は、「農林水産業・地域の活力活性化プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和8年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年後ごとに検証・見直しを行うとともに、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### 1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和3年3月)	5,147ha	277ha	5.4%
3年後の目標 (令和6年3月)	4,970ha	100ha	2.0%
目 標 (令和8年3月)	4,870ha	0ha	0%

※管内農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積

## 2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期に関わらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

### ② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

### ③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

また、農地中間管理事業の見込み無しとなった農地についても、山林等の非農地化の目途がついてから検討していく。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### 1) 担い手への農地利用集積目標

	管内農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和3年3月)	4,870ha	2,254ha	46.3%
3年後の目標 (令和6年3月)	4,870ha	2,479ha	50.9%
目 標 (令和8年3月)	4,870ha	2,629ha	54.0%

※管内農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

### 2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体として位置付けるとともに、地域の農業者の意向と地域資源を考慮した「人・農地プラン」の作成と見直しに参画し連携を行う。

#### ② 農地中間管理機構との連携について

- 農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協、振興局と連携し、市の人・農地の問題に

関する調査に加え、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直しを通じ、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた地域振興を行う。

**③ 農地の利用調整と利用権設定について**

○ 地域の農地利用の状況を踏まえ、特に農地中間管理機構の活用率の高い担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を人・農地プランの見直しの一つとして推進する。また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少なく又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

**④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い**

○ 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

**3. 新規参入の促進目標**

**1) 新規参入の促進目標**

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)	
	単年度	累計
現 状 (令和3年3月)	9 経営体 ( 4.2ha )	9 経営体 ( 4.2ha )
3年後の目標 (令和6年3月)	27 経営体 ( 12.6ha )	36 経営体 ( 16.8ha )
目 標 (令和8年3月)	45 経営体 ( 21ha )	81 経営体 ( 37.8ha )

**2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法**

**① 関係機関との連携について**

○ 県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、農地の借り入れ意向のある認定農業者及び新規参入者(法人含む。)を把握し、市とともに必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

**② 企業参入の推進について**

○ 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理事業等を活用して、積極的に企業参入の推進を図る。